

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 株式等の処分に係る期限等の変更

一 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成三十年三月三十一日までとすること。

(第二十七条第二項関係)

二 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限を、平成三十年三月三十一日まででなければならないこととすること。

(第二十七条第三項関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めること。

(附則第二項関係)

◎株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（株式等の譲渡その他の処分等） 第二十七条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成三十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成三十年三月三十一日まででなければならない。</p>	<p>（株式等の譲渡その他の処分等） 第二十七条 〔同上〕</p> <p>2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成四十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十八年三月三十一日まででなければならない。</p>